

アセットオーナー・プリンシップルの受入れについて

デンソーグループ企業年金基金（以下「当基金」）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として受益者の最善の利益を勘案し、年金資産を運用していく責任を果たす上で有益と考えられる「アセットオーナー・プリンシップル（アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則）」に賛同し、これを受入れることを表明します。

【原則1】

アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続に基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

当基金は、受益者である加入者・受給権者の利益のため、将来にわたり所定どおり確実に給付が行われることを目的として、下振れを抑え長期安定的に運用目標収益を確保できるよう、資産の運用を行っています。

そのため、理事会及び代議員会における意思決定手続きに従って、運用目的、運用目標等を定めた運用基本方針を策定するとともに、運用目標等は経済・金融環境、当基金における年金制度・財政の状況等の変化に応じ、定期的に見直しを行っています。

【原則2】

受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいて専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合には、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

当基金は、適切な資産運用とリスク管理により長期安定的に運用目標を達成するため、当基金運用執行理事および加入会社の経理部長・財務室長及びそれらに準ずる者のうち、理事長が委嘱した者2名を配置し、年金資産運用に関わる事項を審議するための資産運用委員会を設置しています。また、企業年金の年金資産運用には高度な専門性が求められるため、資産運用部門には、(株)デンソーの経理部から人材を登用することを原則としています。加えて、知見の補充・充実

のため、運用委託機関や年金運用コンサルティング会社等の外部知見の活用等の体制整備に継続的に取り組んでいます。

【原則 3】

アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定とともに、定期的な見直しを行うべきである。

当基金は、長期安定的に運用目標を達成するため、運用方針に基づき、伝統的資産（株式・債券）の投資に加え、代替資産投資等により投資対象資産を分散し、運用方法についても多様化し、収益性・リスク・効率性を重視した運用を行うとともに、資産全体・各資産クラス・各運用委託先等において、モニタリングと適切なリスク管理を行います。

運用委託先の選定では、運用実績に関する定量評価だけでなく、投資哲学、投資手法の有効性、運用体制等に関する定性評価を加えた総合評価を行っています。また、極力複数の運用機関に分散し、資産が1社に集中しないようにすると共に、運用委託先を定期的に評価し、必要に応じて見直しを行います。

【原則 4】

アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである。

当基金は、基金ホームページへの掲載を通じ、受益者へ向けて年金資産の運用概況・財政状況・運用方針等に関する情報提供・開示を行っています。

【原則 5】

アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

当基金は、運用委託先の投資活動を通じて、投資先企業の持続的成長を促すべくモニタリングを実施しています。また、企業年金スチュワードシップ推進協議会へ参加し、協議会の協働モニタリングの活動を通じて、運用委託先のスチュワードシップ活動を促進します。

以上